

福山共同発電所更新計画に係る計画段階配慮書に対する知事意見

1 基本的事項

- (1) 事業者は、広島県及び福山市との公害防止に関する協定を締結していることから、協定の理念に基づき、環境影響を回避・低減するための最善の努力を払う計画とすること。また、予測、評価及び環境保全措置の検討に当たっては、科学的知見に基づく十分かつ適切な調査を実施すること。
- (2) 今後の検討に当たっては、住民等関係者に十分説明の上、意見が提出された場合には、当該意見に配慮するよう努めること。

2 個別的事項

(1) 大気環境

事業実施想定区域周辺は、光化学オキシダント及び微小粒子状物質について環境基準を達成していないことから、その生成機構は複雑であるが、発生の一因である窒素酸化物及びばいじん等に係る環境保全措置について検討の上、環境影響評価を実施すること。また、環境保全措置の検討に当たっては、住居区域が近傍に存在することを考慮すること。

(2) 騒音・振動

工事及び運転開始後に主要な輸送経路として想定している道路には、学校や民家があることから、騒音、振動の発生源対策に配慮するとともに、環境影響評価の実施にあたっては、適切に調査地点を選定すること。

(3) 水環境

事業実施想定区域周辺海域において、環境基準を達成していない地点があることに加え、水質汚濁防止法等に基づく化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減の指定水域となっていることから、本発電所からの排水については、適切な環境影響評価を実施すること。

また、温排水量及び水温上昇値を可能な限り低減することを環境影響評価方法書以降の図書で検討し、必要に応じて、影響の調査の実施について検討すること。

(4) 土壌環境

事業実施想定区域外へ土壌を搬出する等、計画に変更が生じた場合は、土壌の調査の実施について検討すること。

(5) 温室効果ガス等

施設の更新・稼働に伴い、二酸化炭素排出量がどの程度低減されるのか環境影響評価方法書以降の図書に記載すること。また、最新技術の設備導入を検討し、長期的な二酸化炭素排出削減対策を講ずること。